

国民健康保険税 軽減基準が変更

国民健康保険(国保)税は、納税義務者である世帯主が納める保険税を医療費に充てることで、加入者の健やかな暮らしを支え合う制度です。課税額は①～③の合計です。

①国保医療費に充てる基礎課税額②国保被保険者が後期高齢者医療制度へ拠出する後期高齢者支援金等課税額③40～64歳の被保険者が介護保険制度へ負担する介護納付金課税額

税制改正で、4月1日から課税限度額が表1のとおり引き上げられ、保険税軽減の基準が表2のとおり変更されました。保険税率などは変わりません。

表1 保険税の税率・金額・限度額

Table with 3 columns: ①基礎課税額, ②後期高齢者支援金等課税額, ③介護納付金課税額. Rows include 所得割額, 均等割額, 平等割額, 限度額.

※限度額以外の税率(額)は昨年度から変更なし

表2 保険税軽減の基準と割合(改定後)

Table with 2 columns: 基準, 割合. Rows describe conditions for 7割, 5割, and 2割 reductions.

※世帯主は被保険者でない「みなし世帯主」を含む ※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度の被保険者になり、その後世帯主が変わることなく、継続してその世帯にいる方のこと

は、原則として世帯主の年金からの差し引きとなり、次の①～⑤の全てに該当する世帯主が対象です。

①国保の被保険者全員が65～74歳②世帯主が国保に加入している③年金給付額が年18万円以上④介護保険料を年金から差し引かれて

いる⑤国保税と介護保険料の合計額が、差し引きの対象となる年金給付額の2分の1を超えない

6月中旬に納税通知書発送

特別徴収の対象者を含めて、納税通知書を6月中旬に送付します。年金から差し引かれていた方が口座振替を希望する場合は、金融機関で手続きしてください。

差し引かれる併用徴収となるので、9月までは納付書で納付してください。

国保年金課税 70・56

介護保険料の納付方法

介護保険料は、40歳以上の方が納める保険料と公費で介護を社会全体で支え合う仕組みです。

65歳以上の方

介護保険料額決定通知書を6月中旬に送付します。所得段階ごとの保険料年額は前年度と変わりません。

特別徴収

老齢・退職・障害・遺族年金を年18万円以上受給し、昨年度に介護保険料を年金から差し引かれた方は、今年2月と同額を4・6・8月に年金から差し引く仮徴収となります。

6月に決定する今年度の年間保険料から仮徴収分を引いた残額を、10・12月・来年2月に分けて、本徴収として差し引きます。

普通徴収

特別徴収の対象でない方には6月～来年3月分の納付書を郵送するので、金融機関かコンビニエンスストアに持参して納めてください。

口座振替を希望する方は、高齢介護課か市内金融機関にある用紙に記入・押印の上、金融機関窓口へ提出してください。

税の申告 控除・減額の場合も

市県民税控除の追加申告

昨年度の所得税と復興特別所得税の確定申告は、公的年金などの収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下の年金所得者は不要です。ただし、社会保険料・生命保険料・配偶者・扶養などの控除を受けるには、市県民税の申告が必要

減額率

▼減額率▼住宅耐震改修工事 1年間2分の1▽バリアフリー・省エネ改修工事 1年間3分の1▽認定長期優良住宅の新築 5年間7年間2分の1▼申告期限▼各改修工事 完了後3か月以内▽認定長期優良住宅の新築 来年1月31日まで

減額措置の併用

▼減額措置の併用▼バリアフリー改修と省エネ改修の組み合わせは併用可。住宅耐震改修と認定長期優良住宅の新築との併用は不可▼詳細 減額対象条件や提出書類は市ホームページに掲載。詳しくは要問い合わせ 5626

▼建物取り壊しは連絡を 今年1月2日～12月31日に建物の取り壊しをした方や予定している方は、同課資産税担当へ連絡してください。

▼申告で固定資産税(家屋)が減額に 今年中に住宅耐震・バ

▼併用徴収 今年2月2日～4月1日に65歳になった方や転入した方などは、6月～9月が普通徴収、10月以降は特別徴収になります。

▼40～64歳の方 特別徴収になります。

Large table with 3 columns: 相談の名称(相談無料), 日時(祝日・振替休日の閉庁日は除く)・相談内容など, 問い合わせ. Rows list various consultation services like legal, tax, and health.